

奈良県

PCB廃棄物収集運搬業許可申請の手引き

(積替え保管を含まない場合)

はじめに

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）において特別管理産業廃棄物に指定されているため、収集運搬を行おうとするときは特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があります。また、PCB廃棄物を収集運搬する際は、法で定める処理基準や環境省が示すPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂）および低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドラインから平成25年6月に改訂）（以下、「ガイドライン」という。）など関係法令等に従わなければなりません。

奈良県では、関係法令等に従い、PCB廃棄物の収集運搬が適正に行われるよう必要な審査を行うため、PCB廃棄物の取り扱いを含む特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請には「PCB廃棄物収集運搬業許可申請に必要な書類一式」（一覧表参照）の添付が必要です。

第1章 PCB廃棄物収集運搬業許可申請について

1 許可申請

「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び申請に必要な書類」に加え、「PCB廃棄物収集運搬業許可申請に必要な書類一式」を作成のうえ、廃棄物対策課（奈良県外、奈良市内の事業者）もしくは、景観・環境総合センター（奈良市を除く奈良県内の事業者）に書類を提出してください。

「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び申請に必要な書類」の作成については、別添「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（積替え保管を含まない）許可申請の手引き」を、「PCB廃棄物収集運搬業許可申請に必要な書類一式」の作成については、この手引きの第2章以下を参照してください。

なお、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しようとする場合は、新規許可申請を行ってください。既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しておりPCB廃棄物を品目追加しようとする場合は、変更許可申請を行ってください。

廃棄物対策課もしくは、景観・環境総合センターでは、許可申請に対し、法で定める許可基準への適合を審査し、適合している場合に許可証を交付します。

2 中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所・北九州PCB処理事業所への搬入

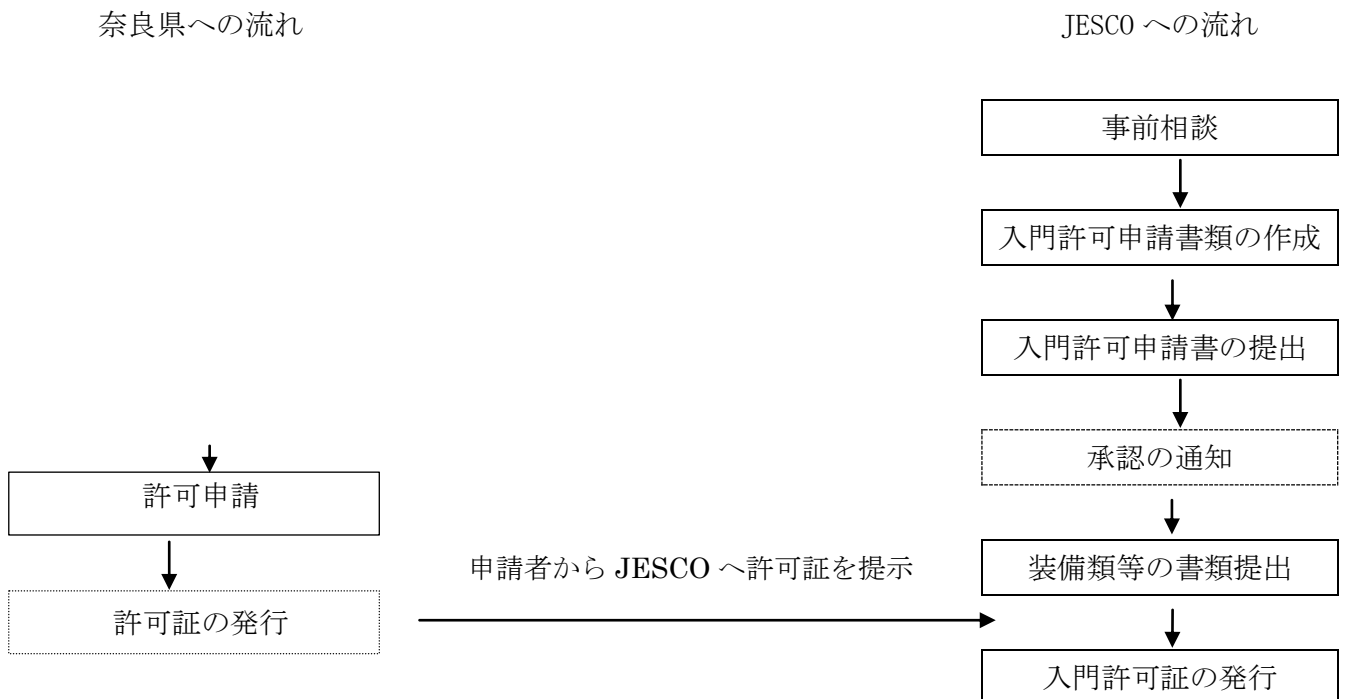
PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」という。）の大阪PCB処理事業所・北九州PCB処理事業所へ搬入する場合は、行政発行の「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」とは別に、JESCO 大阪・JESCO 北九州の受入基準に基づく入門許可を受ける必要があります。「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」を取得できても、JESCO 大阪・JESCO 北九州の入門許可証を取得できるとは限りませんのでご注意ください。

(1) 申請の流れ

奈良県への申請前に、JESCO へ入門許可申請を行ったうえで「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び申請に必要な書類」に加え、「PCB廃棄物収集運搬業許可申請に必要な書類一式」を作成ください。

(2) 許可取得までのフロー図

JESCO 大阪PCB処理事業所・JESCO 北九州PCB処理事業所へ搬入する場合の事務手続きの流れを図示すると以下のようになります。



3 提出先等

提出先等は以下のとおりです。

申請は郵送では受けられませんので、持参をお願いします。

窓口	所管区域
<p>くらし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課 産業廃棄物第二係 〒630-8501 奈良市登大路町30 電話：0742-22-1101(代表) 0742-27-8748(直通) FAX：0742-22-7482</p>	<p>奈良県外・奈良市内 ※事前予約制</p>
<p>景観・環境総合センター 〒633-0062 桜井市栗殿1000 電話：0744-47-3790(代表) 0744-47-3805(直通) FAX：0744-43-3416</p>	<p>奈良市内を除く奈良県内 ※事前予約制</p>

第2章 「PCB廃棄物収集運搬業許可申請に必要な書類」の作成について

1 PCB廃棄物収集運搬業許可申請に必要な書類

【必要書類】 PCB廃棄物収集運搬業許可申請総括表 [別紙10]

※以下については、ガイドラインの各項目を参考に作成してください。[別紙]とあるものについては、別紙を使用して作成してください。

2 収集・運搬

(1) 積み込み、積下し〈ガイドライン2.2.4〉

ガイドラインに従い適切な荷役を行うためのフォークリフトやクレーン付トラック等、使用する設備の一覧を作成してください。

【必要書類】 (ア) 使用設備一覧表 [別紙11] (イ) 使用設備の写真
(ウ) 使用設備の仕様書又はカタログ

(2) 表示・標識〈ガイドライン2.3〉

運搬容器に「PCB」及び収集・運搬に係るPCB廃棄物の種類が表示されていることを示すものを作成してください。また、運搬車に「PCB」と表示されていることを示すものを作成してください。(運搬車への表示は、脱着式のものも可能とします。)

【必要書類】 (ア) 運搬車両の図面又は写真 [別紙12]
(イ) 運搬容器の図面又は写真 [別紙13]

(3) 携行書類〈ガイドライン2.4〉

収集・運搬に係るPCB廃棄物の種類及び当該PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した携行書類について、以下を参考に作成してください。

- ① PCB廃棄物の種類 (廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物)
- ② 適用法令 (廃棄物処理法、労働安全法、消防法等)
- ③ PCBを取り扱う際に注意すべき事項
 - ・ 不浸透性の手袋、保護衣、眼鏡を着用
 - ・ 経口摂取防止のため、作業中は飲食、喫煙しない
 - ・ 生活環境に係る被害の防止
- ④ 当該PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項とその具体策
 - ・ 高温にさらさない
 - ・ 飛散・流出防止
 - ・ 被覆により雨水の浸透を防止
 - ・ 転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等の行為の防止
 - ・ 食品や飼料と一緒にしない

【必要書類】 携行書類

3 運搬容器

(1) 運搬容器〈ガイドライン3. 1 3. 2〉

運搬容器はガイドラインに示されているものを使用し、使用運搬容器一覧表を作成してください。各容器については、種類毎に寸法を明示した図面及び容量、材質、塗装状況、強度等が判る書面を作成し、各容器の写真を添付書類として提出してください。(未製作の場合は、許可申請時に提出してください。) なお JESCO 大阪 PCB 処理事業所への搬入には、漏れ防止型金属容器／トレイが必要です。

【必要書類】 (ア) 使用運搬容器一覧表 [別紙14] (イ) 各容器の種類毎の仕様書 [別紙25]

(2) 運搬容器の試験〈ガイドライン3. 3〉

PCB 廃棄物の運搬容器はガイドラインに示されている所要の検査に合格する必要があります。運搬容器をすでに製作済みの場合は、試験方法、合格したことが判る書面を事前申請時に提出してください。未製作の場合は、許可申請時に提出してください。

【必要書類】 検査報告書等 [別紙15]

(ア) (UN マーク付の運搬容器を使用する場合) 危険物容器検査証

(イ) (漏れ防止型金属容器等を使用する場合) 運搬容器の各種試験結果

(ウ) (移動タンク貯蔵所を使用する場合) 消防法に定める所要の検査に合格をしたことを証する書類

(3) 運搬容器の維持管理〈ガイドライン3. 6〉

運搬容器を適切に維持管理するために、運搬容器の運用、検査及び修繕結果等が示されている記録表を作成してください。

【必要書類】 維持管理記録表

4 安全管理及び運行管理

(1) 安全管理の体制〈ガイドライン4. 1〉

収集運搬中における PCB 廃棄物の適切な取扱い、作業従事者の安全衛生及び運搬容器、運搬車、荷役設備、施設等の安全管理を徹底するため、「安全管理責任者」を置き、安全管理体制を構築する必要があります。また、安全管理責任者の下に、「運行管理責任者」を置き運搬作業の管理を行う必要があります。

【必要書類】 安全管理体制表 [別紙16]

(2) 収集運搬従事者の教育〈ガイドライン4. 2〉

PCB 廃棄物の収集運搬を行う業務従事者が、PCB 廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項、取扱い、事故時の応急措置、連絡方法等について、十分な知識及び技能を有する必要があります。このため、安全管理責任者等は(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を修了している必要があります。また、この講習を修了していない収集運搬従事者に対する社内教育を1年に1回以上実施する必要があります。その講師は上記講習会を修了した安全管理責任者、又は運行管理責任者とします。

【必要書類】 (ア) 安全管理責任者等の「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」修了証

(イ) 教育実施計画書 [別紙 17]

(3) 運搬計画 (ガイドライン 4.3)

個々の収集・運搬ごとに収集・運搬方法及び運搬経路等必要な事項を記載した運搬計画を作成してください。運搬計画を円滑に作成するために、積み込み方法、積下し方法、運搬経路、運搬中の転倒防止対策等を記載した作業マニュアルを事前申請時に作成してください。

【必要書類】 (ア) 運搬計画表様式 (イ) 作業マニュアル

(4) 運行管理 (ガイドライン 4.4)

運行管理システムを有し、運搬車ごとに運行状況を把握し、運搬容器、運搬車ごとに運用、運行記録を作成してください。また、帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法に定める事項を記載する必要があります。

【必要書類】 (ア) 運行記録表 (イ) 帳簿様式
(ウ) 運行管理システムの概要 (GPSシステムの仕様等) [別紙 18]

5 緊急時の対策

(1) 事故の未然防止 (ガイドライン 5.1)

PCB廃棄物の収集・運搬を行う場合は、ガイドラインに従い、PCB廃棄物の漏洩、揮発及び火災防止措置を講じるために、別表の設備、器具等を装備する必要があります。

【必要書類】 (ア) 装備器具等一覧表 [別紙 19] (イ) 装備器具等の写真 [別紙 20]

(事故の未然防止に係る別表)

種類	防災設備の例
保護衣	化学防護服
保護手袋	耐油性、耐磨耗性手袋
保護長靴	耐油性、爪先鋼板入り長靴
呼吸用保護具	ろ過式マスク (直結式・隔離式) 給気式マスク (自給式、送気式)
保護眼鏡	硬質プラスチック製 軟質塩化ビニル製
流出・飛散防止用具	吸着マット、吸収材、ウエス、土砂
回収用具	シャベル、容器 (オープンドラム缶等)
消火設備	粉末消火器、泡消火器、二酸化炭素消火器
連絡設備・器具	電話 (携帯電話、PHS)、無線、GPS

(2) 緊急連絡体制 (ガイドライン 5.2)

ガイドラインを参考に具体的な連絡者や連絡先、電話番号を記載した緊急連絡体制図を作成してください。また、緊急時の連絡先及び収集・運搬従事者が対処すべき事項を記載した緊急対応マニュアルを作成してください。

【必要書類】 (ア) 緊急連絡体制図 [別紙 21] (イ) 緊急対応マニュアル